社会福祉法人岡山ろうあ児援護協会　定款施行細則

（趣旨）

1. この施行細則は、社会福祉法人岡山ろうあ児援護協会定款（以下「定款」という）の施行に必要な事項を、同定款第40条の規定に従って定める。

（理事長の専決事項）

1. 理事長は、定款第24条第1項により次にあげる事項を専決できるものとする。
2. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
3. 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
4. 建設工事請負及び物品納入等のうち次にあげる事項（社会福祉法人岡山ろうあ児援護協会経理規程第６７条第１項第１号により随意契約ができることとされている金額を超えないものに限る）

ア　施設設備の保守管理、物品の修理等

イ　緊急を要する物品の購入等

1. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分（当該所得金額が１６０万円を超えるもの等法人運営に重大な影響があるものは除く）
2. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
3. 予算上の予備費の支出
4. 寄付金の受け入れに関する決定

ただし、法人の運営に重大な影響があるものは除く

（業務執行理事の執行業務）

第3条　定款に定める業務執行理事の執行業務として、次の通りである。

（１） 毎年度の予算案及び事業計画の作成に関すること

（２） 予算執行状況の管理監督に関する業務

（３） 法人本部並びに岡山かなりや学園の事務執行の管理監督に関する業務

（４） 岡山かなりや学園の職員の業務執行の管理及び指導監督

（５） 利用者の日常の処遇に関する指導監督

（施行）

第4条　この施行細則の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附　　則

この施行細則は、平成１０年４月１日から施行する。

　　　　　　　　平成１４年３月　一部改正

　　　　　　　　平成２７年４月　一部改正

　　　　　　　　平成２９年４月　一部改正

　　　　　　　　令和元年１１月　一部改正